

宮崎市監査委員	阪元勇
宮崎市監査委員	松浦史典
宮崎市監査委員	上田武広
宮崎市監査委員	関師勝幸

### 包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、公表します。

#### 記

##### 1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（令和5年9月末現在）
- ・令和2年度指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について（令和5年9月末現在）
- ・令和3年度環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について（令和5年9月末現在）

##### 2 講じた措置の内容

別紙のとおり



宮 総 第 50 号 2

令和 5 年 1 月 13 日

宮崎市代表監査委員 阪元 勇 殿

宮崎市長 清山 知憲



包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、本年3月31日までに講じた措置及び対応状況について下記のとおり通知します。

記

- 1 令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

別紙「令和元年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」  
のとおり

- 2 令和2年度「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

別紙「令和2年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」  
のとおり

- 3 令和3年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」

別紙「令和3年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」  
のとおり

【文書取扱】

総務部総務法制課

総務係 和泉

電話 21-1721

内線 (70) 2332

令和2年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和5年9月末現在）

テーマ「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	I-2-(4)-⑦	P103	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品が2千点以上あり、台帳上の備品と現物の照合が困難な状況。</li> <li>・それぞれが実施すべき事項を明確化し、どうすれば効率的・効果的に財産管理が実施できるか再考するとともに、備品管理マニュアル等で明文化し共有することが望まれる。</li> <li>・バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応などシステム改善等も検討余地あり。</li> <li>・指定管理者とカフェの運営団体との関係には何ら契約関係が無く、カフェ内備品に関する指定管理者の管理責任の有無が不明瞭であり所在を明確化すべき。</li> </ul>	検討・改善中	<p>カフェ内備品については所在を確定し、指定管理者の管理責任物品からは除外している。</p> <p>不明物品については令和5年度中を目途に照合作業を進めている。</p>
指摘	I-2-(4)-⑧	P104	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の買替えは市が負担することが定められているが、指定管理者が購入していることが多い。（協定書に沿った運用となっておらず問題）</li> <li>・備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了後の取扱について、効率性及び経済性の観点から再考し、協定書等を改めることが望まれる。</li> </ul>	検討・改善中	<p>備品の買い替えに必要な予算については予算要求を行い対応している。指定管理者が所有権を有する備品の取り扱いについては、指定期間終了後には市に所有権を帰属させることも視野に入れて引き続き指定管理者と協議を行っている。</p>
意見	II-2-(2)-③	P81	都市戦略課	<p>指定管理者選定における配点について、配点の最も高いものを重要基準とするのみでなく、絶対的に劣ってはいけない事項またはすべての項目に最低点を設けるべき。</p>	対応予定	<p>最低点の設置については、その必要性について引き続き検討していく。</p>
意見	I-2-(3)-①	P96	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体の文化施設の利用料金制導入割合は62.3%（R元時）。利用料金制の積極的な導入の検討が望まれる。</li> </ul>	対応予定	<p>利用料金制の導入については、新型コロナウイルス感染症の影響や指定管理者の収支状況をみながら、今後も研究を行っていきたい。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	I-2-(4)-⑥	P103	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行った修繕のうち、別個に契約すれば1件100万未満となり指定管理者の負担となる。1件の定義を明確にすることが必要。</li> </ul>	対応予定	市と指定管理者の負担のあり方について、個々の事案ごとに双方で確認しながら進めていく。
意見	II-2-(4)-④	P116	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請方法が、直接来館かFAXのみのみ。インターネットによる申込を検討されたい。</li> <li>・料金の決済手段が原則現金であり、キャッシュレス決済への対応を検討されたい。</li> </ul>	対応予定	<p>令和4年8月からメールでの申請受付を開始しており、住民サービス向上に取り組んでいる。</p> <p>キャッシュレス決済等、さらなる利用者の利便性を高める方策については、今後も全庁的な課題として関係部局や指定管理者と協議を行っていきたい。</p>
意見	II-2-(4)-⑥	P117	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物維持管理費として毎月1,380千円計上されている。当該委託業務は一種の内部取引であり、透明性の確保、収支実態の適切な把握の観点から具体的な業務内容・取引金額の妥当性において、市において検証すべき。</li> <li>・このような取引は、第三者に対する委託と同様、あらかじめ市の承認を受けることとする必要も必要。</li> <li>・内部取引がある場合にその取引実態が把握可能となるように収支報告書上の科目や報告形式を再考されたい。</li> </ul>	対応済	指定管理者が行う委託業務の業者選定に当たっては、自社で施工可能な案件であっても入札・見積もり合わせを行うなど、客観的な合理性を確保するよう指導を行った。
意見	II-2-(4)-⑦	P117	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の積算に非現金支出である直近の「減価償却費」が含まれている。本来、支出時の収支報告書には取得額全額が反映されるべきものである。</li> <li>・しかし、収支報告として損益状況の実態把握に重点を求めれば、減価償却費の計上も一定の合理性は認められる。</li> <li>・収支報告書における減価償却費の取扱を明確にすることが必要。</li> </ul>	対応済	収支報告書等には基本的には取得額全額を計上するものとし、指定管理者から申出があった際には必要に応じて個々の事案ごとに双方で確認を行うこととした。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅲ-2-(2)-②	P124	親子保健課	【施設】宮崎市総合発達支援センター 公募の場合は、競争原理によりインセンティブが生じえるが、非公募である本施設は生じづらい。よって、外部人材による運営委員会を設置し意見収集を行うことなどで、公募時と同等のインセンティブが発生することが期待できると考える。	対応済	これまで、外部人材による評議員からの意見聴取や関係団体との意見交換、利用者との面談・アンケートを行っている。これまでは施設内にアンケート結果を一部掲示していたが、それに加え令和5年9月19日に保護者・職員からのアンケート結果・対応状況についてホームページに掲載した。 いただいたご意見を踏まえ、引き続き業務改善に努め、より効率的かつ効果的な管理運営を行う方針とした。
意見	V-2-(2)-②	P152	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 指定管理者選定委員6名のうち3名が外部委員であったが、採点時に外部委員1名が欠席し、選定上重要な採点においては外部委員が半数以下となった。外部委員の意見を十分に反映させるための対策や委員構成が必要。	対応困難	上野町駐車場については、令和5年3月末をもって廃止した。
意見	V-2-(3)-①	P153	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 利用料金制の導入について定期的に検討することが望ましい。	対応困難	上野町駐車場については、令和5年3月末をもって廃止した。
意見	V-2-(4)-③	P155	公園緑地課	【施設】上野町駐車場 料金体系の改定の検討が定期的に実施されていない。過去の料金改定に関する資料を少なくとも次回の改定時までは保管し、数年毎には現行料金体系が適切か検討されるべきである。	対応困難	上野町駐車場については、令和5年3月末をもって廃止した。

指摘事項		意見	
措置済 (R5.6公表分含む)	32件	対応済 (R5.6公表分含む)	82件
検討・改善中	2件	対応予定	4件
措置困難	0件	対応困難	3件
計	34件	計	89件